

平成 29 年度

港湾局関係予算決定概要

平成 28 年 12 月 22 日
国土交通省港湾局

【平成 29 年度港湾局関係予算の基本方針】

平成 29 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」「日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」「平成 29 年度予算編成の基本方針（平成 28 年 11 月 29 日閣議決定）」を踏まえ、『被災地の復旧・復興』『生産性向上による成長力の強化』『国民の安全・安心の確保』『地域の活性化と豊かな暮らしの実現』の 4 分野の取組を強力に推進する。

これにより、大規模自然災害等から国民の生命と財産を守るとともに、生産性向上を導く社会資本のストック効果を重視した社会資本整備を進めることにより、我が国の成長を支える。

【港湾局関係予算総括表】

（単位：百万円）

事業区分		平成 29 年度 予 算 案 (A)	平成 28 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
公 共	港湾整備事業	232,057	231,712	1.00
	港湾海岸事業	9,792	9,792	1.00
	災害復旧事業等	1,252	1,252	1.00
	小 計	243,101	242,756	1.00
非 公 共	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業	1,000	-	皆増
	国際戦略港湾競争力強化対策事業等	1,884	1,867	1.01
	行政経費	873	937	0.93
	小 計	3,756	2,804	1.34
合 計		246,857	245,560	1.01

注 1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分（沖縄関連）を含む。

3) 本表のほか、平成 29 年度予算案には以下がある。

- ① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業（港湾：36,131 百万円、災害：22,089 百万円）（いずれも国費）
- ② 受託工事費（港湾：12,437 百万円）（国費）
- ③ 社会資本整備総合交付金（893,958 百万円）の内数、防災・安全交付金（1,105,736 百万円）の内数及び復興庁計上の社会資本整備総合交付金（108,952 百万円）の内数（いずれも国費）
- ④ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金（5,193 百万円）の内数、施設整備費補助金（109 百万円）の内数（いずれも国費）
- ⑤ 港湾関係起債事業の起債額（72,319 百万円）

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	平成 29 年度 予 算 案 (A)	平成 28 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	221,162	220,817	1.00
港 湾 局	199,239	198,894	1.00
北 海 道 局	17,010	17,010	1.00
国 土 政 策 局	4,913	4,913	1.00
離 島	3,390	3,390	1.00
奄 美	1,523	1,523	1.00
内 閣 府	10,895	10,895	1.00
沖 縄 振 興 局	10,895	10,895	1.00
合 計	232,057	231,712	1.00

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 本表のほか、平成 29 年度予算案には以下がある。

- ① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業 (36,131 百万円) (国費)
- ② 受託工事費 (12,437 百万円) (国費)

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	平成 29 年度 予 算 案 (A)	平成 28 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
国 土 交 通 省	9,786	9,786	1.00
港 湾 局	9,786	9,786	1.00
内 閣 府	6	6	1.00
沖 縄 振 興 局	6	6	1.00
合 計	9,792	9,792	1.00

注 1) 上記は、歳出国費である。

【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度 予 算 案 (A)	平成 28 年度 予 算 額 (B)	対前年度比 (A/B)
港湾整備事業	36,131	32,631	1.11
災害復旧事業等	22,089	27,651	0.80
合 計	58,220	60,282	0.97

注1) 上記は、歳出国費である。

【新規制度】

事 項	新規制度内容	備考
1. 国際クルーズ旅客 受入機能高度化事業	○ クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う 地方公共団体等に対する補助制度を創設する。	新規
2. 港湾における農水産物 輸出促進基盤整備事業	○ 農水産物の輸出に係る戦略的な取組を進める港湾管理者等 を対象に、農水産物の輸出競争力強化を図るための屋根付 き岸壁やリーファーコンテナ用の電源供給設備の整備に対 する補助制度を創設する。	新規

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 (港湾運営会社税制) <延長>	○ 国際戦略港湾及びコンテナ取扱量等の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長（2年間） → 固定資産税・都市計画税の課税標準（取得後10年間） ① 国際戦略港湾 1/2 ② 国際拠点港湾 2/3
2. 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 (国際バルク戦略港湾税制) <延長>	○ 穀物や石炭等のばら積み貨物の輸入拠点として指定された港湾において、海上輸送の共同化の促進に資する事業（特定貨物取扱埠頭機能高度化事業）を実施する者が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長（2年間） → 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3（取得後10年間）
3. 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置 (作業船の買換特例) <延長>	○ 老朽化の進む作業船（起重機船等）を譲渡し、窒素酸化物（NO _x ）の排出量の少ない作業船を新たに取得した場合における特例措置について、譲渡する作業船の船齢要件を45年未満から40年未満に見直した上で延長（3年間） → 所得税・法人税に係る譲渡益の80%までを取得年度に損金算入可能（圧縮記帳）
4. 中小企業投資促進税制 <延長・拡充>	○ 中小企業者が荷役機械等を取得した場合における特例措置を延長（2年間）するとともに、上乗せ措置部分について、改組した上で対象設備（器具備品・建物附属設備）を追加 → 所得税・法人税・法人住民税・事業税 ① 減価償却率を30%上乗せ（特別償却）、税額を7%控除（税額控除） ② [上乗せ措置部分]取得年度に取得額の全額損金算入可能（即時償却）、税額を7%又は10%控除（税額控除）
5. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 <延長・拡充>	○ 試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組等へ見直す（恒久措置）ほか、試験研究費の割合を元に税額控除する等の特例措置の延長（2年間） → 所得税・法人税・法人住民税について、 税額を6～14%+（試験研究費割合-10%）×20%控除（税額控除） 等